2018年(第68回)税理士試験 LEC答練的中情報

消　費　税　法

第68回 本試験問題

〔第二問〕　問２　特定課税仕入れ

A 社の当課税期間の納税義務の有無の判定をした上で、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額又は還付を受けるべき消費税額について計算過程を示して計算しなさい。

～(省略)

A 社は、外国法人 C 社(国内に支店等を有していない)の運営するウェブサイト上に、A 社の商品を紹介した広告を掲載している。なお、この取引は「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するものであり、前々事業年度においては広告宣伝費として 1,100,000 円を支払っている。その後、当期まで広告掲載は継続している。

～(省略)

当課税期間のウェブサイト広告掲載料　1,118,800 円

～(省略)

当課税期間の中間申告により納付すべき消費税額は租税公課として経理しているが、～(省略)A 社の前課税期間に係る確定申告による消費税等の額は 42,400,000 円(消費税 33,390,000 円、地方消費税 9,010,000 円)である。

的中

LEC答練

全国公開模試　〔第一問〕 問３

甲株式会社の当課税期間における納付する消費税額を計算しなさい。

当課税期間における課税売上高等の状況

１　当課税期間中の売上高

課税売上高（税込み）		588,000,000 円
免税売上高		22,000,000 円
非課税売上高		48,000,000 円
当課税期間中の課税仕入れの金額（税込）		444,800,000 円
（内訳）課税売上対応	333,200,000 円	
非課税売上対応	23,120,000 円	
共通対応	88,480,000 円	
当課税期間中に受けた特定課税仕入れの金額		5,600,000 円
（内訳）共通対応	5,600,000 円	
当課税期間中に受けた上記３の特定課税仕入れに係る値引きの金額		56,000 円

中間納付消費税額　5,400,000 円